

参議院大蔵委員会會議録第二十号

昭和三十三年三月二十六日(水曜日)午前十時四十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 河野 謙三君
理事 木内 四郎君
西川 基五郎君
小笠原 三男君
平林 剛君
天坊 裕彦君

委員

青木 一男君
岡崎 眞一君
木暮 武太夫君
左藤 義詮君
堀見 俊二君
廣瀬 久忠君
山本 米治君
大矢 正君
栗山 良夫君
小林 孝平君
野澤 勝君
杉山 昌作君
前田 久吉君
野坂 参三君

國務大臣

農林大臣 石井 光次郎君
臨時代理

政府委員

大蔵政務次官 白井 勇君
大蔵省主計局長 佐藤 一郎君
大蔵省主計局法規課長 小原 孝次君
日本専売公社監理官 村上 孝太郎君

第五部

大蔵委員会會議録第二十号

昭和三十三年三月二十六日【参議院】

食糧庁長官 小倉 武一君
事務局長 常任委員 木村 常次郎君
専門委員 日本専売公社総裁 松隈 秀雄君

説明員

日本専売公社総裁 松隈 秀雄君

○たばこ専売法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○食糧管理特別会計における資金の設置及びこれに充てるための一般会計から繰入金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案について地方行政委員会に申入れするの件

○理事(木内四郎君) ただいまより大蔵委員会を開きます。

まず、たばこ専売法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質問のある方はお願いいたします。

○平林剛君 本日は総裁が専売公社の責任者にもおいでを願うようにお話をしておいたものでありますが、とりあえず専売監理官に若干最終的質問を行います。

第一は、たばこ耕作審議会の委員の選任の方法についてであります。先回私もこの点についてお尋ねをいたしておきました。監理官の答弁は、これに對して耕作者を代表する委員については耕作団体の推選する者をこれに充てるとのお話がありました。ただそこで若干疑問に思ひますのは、今回その構成数の半数程度が耕作者の代表として選任をせられるわけでありすが、そのとき耕作者団体が、九名であれば、四名を推選してきてそれをそのまま認めるか、かりに今検討されておるような十一名構成であれば五名を推選してきてそのまま政府がこれを認めるのかこの点が明確でないのあります。先回のお答えの中には複数程度を推選してもらって、それをチェックするというような意向もあつたように思ふのですけれども、一体その点は、どういうふうになつておるのですか、どういう考えで政令に定めるつもりか、この点を明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○政府委員(村上孝太郎君) ただいまの御質問は、総裁が審議会の委員を委託します場合に、必要数の推選を受けてそれを委嘱するか、それとも必要数以上の人数の推選を受けて、その中から委嘱するかという問題のようでありま。推選の形というものが、どういう形でありましても、事実問題といひましては、審議会の委員を耕作者から出たいただきますときには、事前には委嘱をします公社側と、それから推選をします耕作者側との間に十分な隔り方をとる配慮が必要だと思ひます。法律の趣旨はいずれについても阻害しておるものではありま。結局長の判断、あるいは今後の運営についてお尋ねをしなければなら。この点について私としては確認をして参りたい、こう思つております。

そこで第二の問題であります。葉タバコの標本を定める場合の措置についてお尋ねをいたしたいと思います。御承知のように今回の法律案で葉タバコの価格についての基準や、あるいはそれを検討する機関については法律で定められることになりましたが、葉タバコの標本の設定は、葉タバコの価格と切り離すことができない。従つてたばこ耕作審議会は、この標本設定についても当然必要になると思ひますけれども、政府の今回の提案は、この耕作審議会において、葉タバコの標本の設定の仕方等については触れることを禁止してあるかどうか、そういうものでないかと私は解釈するのでありますが、提案者である政府当局の考え方はどういふことで提案をなさつてゐるのか。

○政府委員(村上孝太郎君) ちょっと私趣旨を聞きもらしたのであります。葉タバコの標本の設定がどういふ趣旨かということについて、ちよつともう一度説明していただきたいと思ひ

選をします耕作者側との間に十分な隔り方をとる配慮が必要だと思ひます。法律の趣旨はいずれについても阻害しておるものではありま。結局長の判断、あるいは今後の運営についてお尋ねをしなければなら。この点について私としては確認をして参りたい、こう思つております。

○平林剛君 事前において隔意ない話し合ひをしてきめることもいいし、それから耕作団体の推選する者をそのまま認める形でも差しつかへはないといふお答えのように聞きましたけれども、私はこの推選は耕作団体の自主的立場を尊重するといふ立場をとる必要があると思ひます。ことにもしかりに、事前において隔意ない話し合ひを耕作者を代表する者について話し合ひならば当然総裁が自由に認定することのできる学識経験のある者の委員について、事前に隔意ない話し合ひを行ふ必要がある、こうなつて参りますから、公社の総裁が委嘱する者について、事前に隔意のない話し合ひをしないならば、同様に耕作者団体の推選する者もそのまま推選をしてそれを任命する、委嘱する、こういうやり方に対しては、不公平のないようや

り方をとる配慮が必要だと思ひます。法律の趣旨はいずれについても阻害しておるものではありま。結局長の判断、あるいは今後の運営についてお尋ねをしなければなら。この点について私としては確認をして参りたい、こう思つております。

○政府委員(村上孝太郎君) ちょっと私趣旨を聞きもらしたのであります。葉タバコの標本の設定がどういふ趣旨かということについて、ちよつともう一度説明していただきたいと思ひ

選をします耕作者側との間に十分な隔り方をとる配慮が必要だと思ひます。法律の趣旨はいずれについても阻害しておるものではありま。結局長の判断、あるいは今後の運営についてお尋ねをしなければなら。この点について私としては確認をして参りたい、こう思つております。

○平林剛君 事前において隔意ない話し合ひをしてきめることもいいし、それから耕作団体の推選する者をそのまま認める形でも差しつかへはないといふお答えのように聞きましたけれども、私はこの推選は耕作団体の自主的立場を尊重するといふ立場をとる必要があると思ひます。ことにもしかりに、事前において隔意ない話し合ひを耕作者を代表する者について話し合ひならば当然総裁が自由に認定することのできる学識経験のある者の委員について、事前に隔意ない話し合ひを行ふ必要がある、こうなつて参りますから、公社の総裁が委嘱する者について、事前に隔意のない話し合ひをしないならば、同様に耕作者団体の推選する者もそのまま推選をしてそれを任命する、委嘱する、こういうやり方に対しては、不公平のないようや

り方をとる配慮が必要だと思ひます。法律の趣旨はいずれについても阻害しておるものではありま。結局長の判断、あるいは今後の運営についてお尋ねをしなければなら。この点について私としては確認をして参りたい、こう思つております。

○政府委員(村上孝太郎君) ちょっと私趣旨を聞きもらしたのであります。葉タバコの標本の設定がどういふ趣旨かということについて、ちよつともう一度説明していただきたいと思ひ

選をします耕作者側との間に十分な隔り方をとる配慮が必要だと思ひます。法律の趣旨はいずれについても阻害しておるものではありま。結局長の判断、あるいは今後の運営についてお尋ねをしなければなら。この点について私としては確認をして参りたい、こう思つております。

○平林剛君 事前において隔意ない話し合ひをしてきめることもいいし、それから耕作団体の推選する者をそのまま認める形でも差しつかへはないといふお答えのように聞きましたけれども、私はこの推選は耕作団体の自主的立場を尊重するといふ立場をとる必要があると思ひます。ことにもしかりに、事前において隔意ない話し合ひを耕作者を代表する者について話し合ひならば当然総裁が自由に認定することのできる学識経験のある者の委員について、事前に隔意ない話し合ひを行ふ必要がある、こうなつて参りますから、公社の総裁が委嘱する者について、事前に隔意のない話し合ひをしないならば、同様に耕作者団体の推選する者もそのまま推選をしてそれを任命する、委嘱する、こういうやり方に対しては、不公平のないようや

り方をとる配慮が必要だと思ひます。法律の趣旨はいずれについても阻害しておるものではありま。結局長の判断、あるいは今後の運営についてお尋ねをしなければなら。この点について私としては確認をして参りたい、こう思つております。

○政府委員(村上孝太郎君) ちょっと私趣旨を聞きもらしたのであります。葉タバコの標本の設定がどういふ趣旨かということについて、ちよつともう一度説明していただきたいと思ひ

○政務委員(村上孝太郎君) 今度の審議会におきましては、価格及び耕作に関する重要事項の審議をいたすことに相なっております。そこで価格といつておりますのは、もちろん何等の葉を幾らにするということのみならず、価格に關係する重要な事項であります。

ところが審議会の対象としたしており、
ところの重要事項であれば、もちろん
拒否するものではございませんという
ことを申し上げたのであります。

○平林剛君 葉タバコの標本のきめ方は、たばこの価格と切り離すことのできない重要なものでありますから、これは今のお答で、耕作審議会の中において議論し、検討することができるといふものである。こう解釈いたしましたので、総裁がおいでになりましたから、先ほどの質問に戻りたいと思います。

専売公社の総裁にお尋ねをいたしました。が、今回、たばこ専売法の改正で、新たにたばこ耕作審議会が設けられることになるわけであります。この場合に、審議会の委員は、その半数程度耕作者を代表する者を総裁が委嘱することになっております。これが四名になるか五名になるか、なお、審議を継続中でありますけれども、この委員の委嘱に当って、私どもとしては、耕作者を代表する者は、耕作団体から推選し

○平林剛君 私は、排作者の団体が、この法律に基いて、排作者を代表する者を推選する場合には、今總裁が述べられたようなもう一つの条件について、は、十分検討して推選するものと考えられておるわけであります。排作者の団体といえども、この法律に反したり、あるいは適任者でない者を推選するはずがない。それを前提にしている。それは信用してよいのじやないか。そういう場合に、専売公社は、排作者の団体の自主的立場を尊重すべきだ、こういうことを申し上げておるわけであります。もしかりにあなたが、それでも専売公社の總裁から見て、適するとか適さないとかいう争いが起らないとも限らない。そうなった場合を憂えるのの

で、私は自主的立場を尊重するのを第一原則にすべきだということを強調しているわけであります。もし公社が尊重しつつ、なお、かつ總裁としての判断を加えるというならば、適な立場でいって、専断公社の總裁が、独自で委嘱できる学識経験がある者についてもどうだろうか、こういう人を私は選びたいと思うけれども、事前にあなたの方とも隨意のない懇談をしたいという程度のことをおやりにならないければ、どうも片寄ってしまうのではないかと、今後の運営を心配して申し上げておるわけであります。先ほど申し上げたことを繰り返すことになりませんが、あなたは法に基いて、そして耕作者の団体が、全般の知識その他経験がある者を推選するということを信用して、その自主的立場を尊重してもらいたいと思うのでありますが、再度お考をお聞きしたいと思ひます。

○説明員(松隈秀雄君) 耕作者団体の自主性を尊重するという御趣旨については、おっしゃる通りであります。そのつもりで運営して参りたいと考えます。

○平林剛君 そこでもう一つ最後に、總裁並びに白井政務次官あなたにお尋ねをいたします。今日までたばこ専断法の改正懇談会として、当大蔵委員会の委員が、昨年来いろいろ相談をして参りまして、先ほど葉タバコの標本の決定の仕方、それから鑑定の方法等について、特に葉タバコの標本の作り方に当っては技術的に正確を期するということはもちろんであるけれども、同時に科学的権威を加えるための研究機関を設置するとかあるいは標本の作り方、作る場合にタバコ耕作者の代表を立ち

ち会わせる等、格段の措置を講ずる必要がある、こういう結論に達しておることは御承知の通りであります。政府はその具体的な方策についてこの懇談会の結論を受けてほしいに研究をし、成案を得て、これをすみやかに実施する用意がございませうか、政府の責任者のお考えを聞きたい。同じ問題についても總裁からもお答えを承わっておきたいと思ひます。

○政府委員(白井勇君) 今平林委員のお尋ねであります。これはたばこのみならず、たとえば食糧のようなものでも同じことだと思ひますが、管理あるいはそれに近いような形で集積されておられますようなものにつきましては、もちろんこれは法律等あるいは規則によりまして一つの資格といひますか、そういうものがきまつておると思ひます。それに基きましての今お尋ねの標本でありますが、そういうようなものを設定をいたします場合には、これは当然生産者はもちろんのこと、その方面に關係のある方々の考え方を十分参照いたしまして適正にきめられるような制度が順次確立して参らなければならぬのではないかと思ひます。今お尋ねの点につきましても十分検討いたしまして、もし今足りない点がありますればそういう方向に向くように考えたいと思ひます。

○説明員(松隈秀雄君) 葉タバコ鑑定標本を作成する場合におきましては、現在地方局において鑑定標本を作成して、それを本社において査定して決定いたします場合に、事実上耕作者の代表者を立ち会わしているという実情でございます。

○政府委員(白井勇君) 今平林委員の定して等級、価格をきめるのでありますが、その場合に一々耕作者を立ち会わせるというところは、實際問題として非常に手続が複雑になりますので、現在では行なっておりませんが、今後においてもその点は無理だと考えております。

○平林剛君 總裁は専門的立場で今後無理だというお話をしましたけれども、私どもの懇談会としては各方面からの意見、それから實際上の方式に検討を加えて、葉タバコの標本の設定に当っては技術的に検討することはもちろんであるが、科学的な権威を加えるために何か適当な機関を設けて、それについて研究をすることかあるいはタバコの耕作者の代表を立ち会わせるような格段の措置を講ずることの必要があるということを認めたわけであります。政務次官は考えたいということではなく、本来であればこれは私も共に同して決議をしたいと思つていろいろの点でありますから、考えたいではなく、大体懇談会の結論を研究し、そうしてこれをすみやかに実施するよう配慮する、こういう答弁をいただいたらば、そうすれば私はこの質問を終るのであります。

それからだいたい私聞いておりました、總裁の御答弁がありました。その収納も、何も収納の現場そのものに生産者を一々立ち会わせまして、そこで標本をきめるということではなく、標本をきめます場合の措置について平林委員は御質問になつておられると思ひますが、その点については私はお答え申し上げたのであります。

○平林剛君 まあ万全のお答えとは言えないけれども、この点で将来何らかの結論は出ますから、私の質問は終了します。

總裁に申し上げておきますが、たばこ専断法改正の懇談会においては、現在の専断事業の運営等をしきりに検討した結果、葉タバコの鑑定等に當つても、あつたる限り耕作者の代表を立ち会わせるなど格段の配慮が必要であるという結論に達しておるのであります。から、まだ法的決定というわけではございませんけれども、そういう要望が議会で強いということを知りまして、今後の運営につきましても研究をしていただきたい、これを要望いたします。

○野澤勝君 總裁に簡単に伺ひをいたします。

昨日、全日本農民組合の大会がございまして、その大会の決定を持たせまして、それぞれ各当局に陳情を求めたのであります。その一つとして石川県、全日農民組合連合会の要請は、黄色種葉タバコ減反と、それから検査制について強い要請がありました。昨日、代表が石田副總裁にお目にかかりまして要請をしたのでございまして、その件につきましては總裁は了承されておりますか、いかがですか。

○説明員(松隈秀雄君) 昨日、タバコ耕作をされる農民の方々の一部の代表の方が公社にお見えになりまして、本年においてはタバコを作り得るであろうという予想のもとに松林であったか、切り開いて準備をしておつたところが、公社の方針が、葉タバコについては減反という方針をとつたことの結果、せっかく準備したのに目的が達せられなかつた、ぜひこれらの地域についてはタバコ耕作が許可されるように配慮してほしいという陳情があつたといふことは承わつております。その際も公社側としてお答え申し上げたと思ひますが、三十三年度の葉タバコにつきましては、ことに黄色種につきましては三年連続増産のために、非常に公社の葉タバコ手持数が増加いたしましたので、やむを得ず七〇程度の減反をいたすことに相なつたので、そういうような意味での手違ひといふようなことも起きましたことは、まことに気の毒だと、かように思つております。三十三年度としてはきまつたことであるからやむを得ないことである。次の年度においてそういうような特別に予定までしたといふようなところをどう扱うかといふことは、次の年度の葉タバコ耕作計画と関連せしめて考えざるを得ないのであります。今回法律が改正になりましたが、葉タバコ耕作審議会と、こういうようなものが設けられまして、いづれ耕作反別につきましては重要事項として耕作審議会の意見も聞くと、こういうようなことになりまと思ひます。それはあるところとして、そういう説明もして、審議会の意見を聞いてきめる

ことになるだろうと思います。ただ、大勢として三十四年度の葉タバコがふやせるか、あるいは大体横ばい程度か、やはり依然としてもう少し減らしてもいいというふうな段階になるかと申しますことは、三十三年度の葉タバコがまだ何とも見当がつかない。ことにこれは相当天候等によって支配されますので、それらの状況を見た上、あらゆる資料を取りそろえて十分に御審議を願うことにいたしたい、かように考えております。

○野溝勝君 さようなことは総裁の耳に入りまた総裁自身でさような要請にこたえての考え方を今お答え願ったんですが、私はこれは重大問題だと思つたんです。専売法一部改正法案につきましては、種々検討されてきてだんだんと結論に近くなつたようでございまして、特に今日この改正法案についての審議の山ともいふべきものは、働く農民に希望を持たせる。耕作者に経営の安定化を期し、その生産を高めるといふことが大きな目標となつて意見が開陳されておると思うのです。今申されましたごとく、これは石川県の耕作者の悲劇でございまして、これは石川県だけではございせん。せつかく当局が大いに増反をしてもいい、大いに種類の改良をしてもいい、いって盛んに指導奨励しても、農民はそう簡単に作付転換などできるものではない。何年かの展望において作付転換をするのです。ほかの商売と違つて、こゝしはこうだから来年はこう、こゝしは増産をする、来年は減産だ、そんなことでなかなか農民は転換ができるもんぢやないのです。大体将来の長い展望においてせつかくタバコ

耕作に転換したんです。まあ作付用意をし、また万般整えてタバコの耕作をした。しかるに一年後に減反だとは何事ですか。一体あなた方は、森林政策等からみて、せつかく伸びんとする松林を伐採せしめて、そうしてタバコを耕作する。ところが、その伐採をしたといふことは、森林自体が樹齢、すなわち年齢が来ない若木でおいしい時期に伐採されたでしょう。この点からみても、国家的損失が大きいと思う。それから農家経済からみてもそうなんです。ね。こういうことは単に石川県だけじゃない。昨日本委員会の命令によりまして私も四国方面の視察に参つた際に、四国におけるタバコ耕作者の方方とも会い、また耕作地の状態も視察して参りましたが、彼の地におきましては、あの専売局の真柄局長以下専売局の方々と耕作者の方々と非常に緊密な連絡をとつてゐるために経営技術各般が円満に遂行され、行政がよくし合ひをしていけば、こうした間違ひは起らぬで済んだと思うのです。他に長野県、栃木県におきましても福島県におきましても、石川県のような問題はたくさんあるのです。そういう点についてこの際総裁も本法案が可決された際においては、審議会等において減反検査制度、価格等の問題を十分考慮すると言ひますけれども、考慮するといふだけで過ごすのでは非常に物足りない。こんなことでは私反對なのであります。そこで七割を一律に減反すると

言ひまして、一体今申しましたように当局が奨励しておきながら急に減反を強いる場合、それから奨励をしながらも農民が経済的に他農産物よりは引き合ふという場合すなわち自主的にやつた場合、これは大きな違いがあると思うのです。耕作地として適するといふ場所を奨励をしたものは、当局が土壤検査などの結果適地とされたものであつて、これが一年後に対象にするといふことは公社の責任である。それから後段で申し上げましたように、自主的に作付転換する場合、たとえばコンニャクよりは割が合う、やあ蕎麦より割がいいぞといふことで、自分がみずから転換をした場合、減反されたとしても、それは思惑外れといふことで公社の責任ではない、この二つの考え方に大きな違いがあると思うのです。これを一律に減反するといふことは酷といふより失政である。それが、昨日の陳情になつて表われ、日本農民組合——全日農の大会で取り上げ抗議となつたのである。この考え方に對して、今後総裁は、どういふふうに一体善処しようとするのか、この点を一つ明らかにしておいていただきたいと思う。

○説明員(松隈秀雄君) 今回の申しますか、昭和三十三年葉の耕作反別をやむを得ず減反するに當りましては、できるだけ耕作農民の方々の了解、納得を得るようといふことののために、わざわざ地方の局長、あるいは生産部長を集めて十分に審議をいたしましたので、できるだけその方針のもとに実行に當つたと思つております。ただ地方によりましては、それが十分徹底して行われたところもあり、また地方

によつては必ずしも十分とは言へなかつた、こゝういふような点がありまして、御不満のお言葉になつたところもあるかと思つておりますが、事前において十分話し合ひの上減反を円滑に実施するようといふことのためには手を尽したことは事実でございませう。

それから次の、黄色種を七割減反するといふ方針を立てたのであります。が、この場合におきまして、非常に希望の高いところと、あるいは他に転換等できるからして希望が比較的薄いと認められる地域との間に差等を設けて減反をして、全体として平均七割になる程度の減反を実施したらどうかといふことは問題になりまして、全国の生産部長を集めた際にも、その点慎重に審議したのであります。その点慎重にいたしますと、大体特別に今年には手が足りないとか、あるいは他の農産物にかかりたいといふような関係で、農産物を希望する向きがほつぽつありますけれども、地域としてまとめてみまうと、耕作を続行したい、場合によつてこれを拡張したい、こゝういふ希望者の多い方がほとんど全部といつてよいくらいでありますので、その間に平均七割としたときに、現状維持とかあるいは五割減とかいふようなものを作り、一方においてそれをカバーするたために一割も減反する、こゝういふような地域を設定することは非常に困難で、むしろ実行不可能、かように考えましたので、全国の標準としては七割ときめましていただいても、これを實際におろす場合におきましては、やはり数多くの耕作者の中には手不足であるとか、あるいはタバコは連作ができませんの

で、耕作反別が少いといふと、うまく他の畑を得て耕作を代替せざるという点に不便があつて、今年は休むといふような人も出ることは事実であります。それらの点をかみ合せて、同じ七割を地方におろすにいたしました。も、なるだけ農産物といふようなものを考慮して、どうしても続けたいといふ人、あるいは拡張せなければ無理だといふようなものに強固に當らぬようにという配慮は十分に加へつつ実行した、こゝういふことになつております。

○野溝勝君 今総裁は耕作農民は減反はおそらく皆反對といふ傾向にあると、そこで問題は余剩農産物との関係になつてくるのでございまして、それほど日本のタバコ耕作者が熱望しておるのに減反をして、何で一体外国のタバコを入れなければならぬのですか。総裁の所見を聞いておきたいと思ふのです。また今後さようなことについては耕作者の要求に應じ、日本の農民の要求に應じて、外国のものは入れないといふ方針をとるのか、あるいは高等政策によつてさようなことができないのか、あるいは今回の一部改正によつて今度審議会というものができようになつて、減反の問題もこゝで審議することになるのございまして、果して審議会の自主性が保たれるのかどうか、そういう点を一つこの際あなたの将来の展望としてお答え願ひたい。重大な問題でございまして、

○説明員(松隈秀雄君) 余剩農産物といたしまして葉タバコを買ひつけたと

で、耕作反別が少いといふと、うまく他の畑を得て耕作を代替せざるという点に不便があつて、今年は休むといふような人も出ることは事実であります。それらの点をかみ合せて、同じ七割を地方におろすにいたしました。も、なるだけ農産物といふようなものを考慮して、どうしても続けたいといふ人、あるいは拡張せなければ無理だといふようなものに強固に當らぬようにという配慮は十分に加へつつ実行した、こゝういふことになつております。

いうのは昭和三十一年まででございます。三十二年におきましてはすでに三十三年薬を制限せざるを得ないというような状況が大体見通しされましたので、一時そういう話が出たこともございますけれども、公社といたしましては葉タバコ手持ちが増大しておる際には、もう余剰農産物としてのアメリカの輸入は受け入れかねる、こういう方針をとりまして政府に連絡いたしましたので、三十二年度からは余剰農産物の葉タバコは買っておりません。しかし他の目的で外国薬は輸入しておるのでありますが、これは日本の葉タバコの性質が多雨多湿であるというような関係からして非常に中性的な薬が多い。それはなるほど各地においてそれぞれ色なり味なりについて特色のある薬ができつつあることは事実でありますけれども、なお、それだけを組み合わせましても日本薬全体の特色からいって十分なかおりと味が出にくい。そういうことのために上級たばこには外国薬を入れておるのであります。が、これは全く特殊なおいと味とを出したいというだけの目的のために入っておりますので、最小限度の輸入にとどめております。全体として外国薬を使っておりますのは全葉タバコ消費量の三分之四程度のものがございます。従つてその数量は決して多いとはいえない。なお、これをやめてしまふのであるならば、それに代したことはないのとありますけれども、これをもしやるものであることになりますれば、たとえばたばこピースにしてもたところでは世界一流品と比べて遜色はない、こういうようなことをいって国民にあの値段で売るとかいうことが無理になつてくる、かように

に思わけてあります。しかしできれば日本薬についてタバコの試験所もあります、それから公社として中央の研究所も持っておりますので、これらに研究させまして、日本薬についても外園葉に劣らないようなにおい、味を持たせるようにという研究は、公社も全力をあげてその方向に向っておりますのでありますが、どうしても気候、風土の支配からいいますと、こご当分は上級品に対して全然外園葉を入れないでは自信が持てない、こういう状況であります。将来葉タバコ審議会ができましたとすれば、そういう際におきましては、やはり内地葉の生産それから使用状況はもちろん、外園葉をどのくらい入れなければならぬか、こういうような一連の資料をよくお目にかかれば、なお、消費の方面においても、たけ、この消費がどういうふうな動きを示しておるか、それから日本の葉タバコ、製品の方はきわめてわずかでありますが、輸出されておりますので、この状況なんかもお話し申し上げ、その見通しについての御意見も承わって、審議会の運営については十分注意して参り、適当な結論を――耕作者それから学識経験者の御答申を待つてきめたい、かように考えております。

○理事(木内四郎君) 他に御質問もなないようでありますから、質疑は終局したものと認めて差しつかえありませんから。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○理事(木内四郎君) 御異議ないと認めます。質疑は終局いたしました。これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひ

ます。なお、修正意見のある方は請願の段階においてお述べを願います。

○杉山昌作君　ただいま議題となつておりますたばこ専売法の一部を改正する法律案であります。実はたばこ専売法は五十年前に制定されました、その後実質的な修正というものは、その後の時代色を帯びておらないのです。だいぶ時代色を帯びておる法律なんです。特にそのうちで葉タバコの生産関係につきましては、一切専売公社がこれを決定するといふようなことで、タバコ耕作者の意見というものは、発言のチャンスというものがほとんど法律の上に認められていない、まあ實際問題としては、いろいろな協議、連絡もありますけれども、法律面ではそうなっております。これをどうしても改正して、タバコ耕作者の発言權を法律の上でも認めるようにしてもらいたいというのが、長い間の耕作者の要望でありましたので、幸い今回政府がその要望の線に沿ひまして法案の一部改正を提出されたことは、まだ十分とは申しかねますけれども、まことに機宜の措置であると思は賛成をいたすものであります。

ただしかし、それぞれの改正点をしさいに検討いたしますと、若干不十分であると思う点がありますので、それに対して以下修正を提案するものでございしますが、この修正は先般各派の代表者が寄りました熱心なる協議を行ひました結果まとまつたものであります。各派の共同提案として提案申し上げるわけであります。便宜私から御説明を申し上げたいと思ひます。

修正案はお手元に配付してありますので、朗読を省略させていただきます。て、その修正の理由を順次申し上げた

第一の修正点でありますが、元來このタバコの収納価格を決定する場合に、その目標をどこへ置いた方がいいかということでありますが、これは葉タバコの生産から収納に関する制度の實際の取り運び方から考えまして、それは進んでその耕作者が耕作の許可を申請してくる程度に耕作者にとって勘定の合う値段でなければならぬ、換言すれば、耕作者に適正な収益を得させることを目標としてこれを定むべきものであると考えるのであります。ところが、原案には「適正な対価」という言葉が使っておりまして、この言葉によりまして、葉タバコ自体の持つ効用といひましようか、使用上の価値といひ、それに相当する値段というふうにも解釈されまして、先に申し上げましたような趣旨がびつたり出ておりません。そこで、この言葉を改めまして、「適正な収益を得させることを旨として」というように改めたいと思うものでございいます。

それから修正の第二点は、原案では審議会の意見を聞く云々という表現を使っておりますが、意見を聞くという表現では審議会の答申を尊重しなければならぬという気持ちがどうもはつきり出ていないということがあります。そこで審議会の答申については、その議に服するくらいにまで、これを尊重すべしという趣旨を盛り込む意味で、審議会の議を経る云々というふうに文字を改めるものであります。しかし、これによって審議会が諮問機関から議決機関に性格を変えるものでないことということは申すまでもないこととございいます。

が、過日のこの委員会におきまして、審議会の委員の中で耕作者を代表する者の数は委員総数の二分の一程度にしても苦しくない旨を政府側から明らかにせられておるのでありますが、それにいたしまして、委員の総数が九人では事情の異なる多数の産地の実情を反映せしめるに足るだけの耕作者代表を出すのはなお不十分だと思いますので、そこで、この総数を十一人に増加しようとするものであります。

以上の三点が修正案でございます。どうぞ一つ御賛成を願いたいと思います。

【参照】

たばこ専売法の一部を改正する法律案に対する修正案

たばこ専売法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第五条に二項を加える改正規定中「耕作者が適正な対価を得ることが出来るように」を「耕作者に適正な収益を得させることを旨として」に、「その意見を聞かなければならない」を「その議を経なければならぬ」に改める。

第二章中第二十六条の五の次に一條を加える改正規定中「九人以上」を「十一人以上」に改める。

○平林剛君 私 は日本社会党を代表しまして、ただいま杉山議員が説明をいたしました修正案に賛成の意思を述べます。修正部分を除く原案に對しましても賛成をいたすものであります。その理由を若干申し上げます。

第一は、このたばこ専売法の一部を

改正する法律案は昨年の三月九日、日本社会党が最初に第一次の修正案を本議院に提出をいたしましてから、これが動機となつて、たゞ専売法を民主的に改正しようとする動きが活発になつたことは御承知の通りであります。政府の第一次たゞ専売法の改正案、自由民主党からたゞ此修正組合法案、昨年におけるたゞ専売法改正懇談会並びに今回の政府の第二次改正案、このように従来比較的検討の機会

に恵まれないまま、古い慣習の中で多くの要望を掲げて埋もれていた耕作農家の立場が議院内において大いに検討されたことは喜ぶべき現象であると思ふのであります。私どもの法律改正に對する基本的な考え方は、一つは明治三十七年に制定されて以來、大きな改正もなく専売事業の名のもとで強い權力機構と、最近は若干改善されつつありますが、まだ相当に残存されておる官僚的な運営を是正して事業の民主的な發展をはかること、及びこの修正によつて、タバコ耕作者の自主的な立場を確保し、その待遇を改善することにあったのであります。今回の法律案の修正案は、その意味では完全なものではありませんが、右の趣旨を一步前進せしめる役割を果すことができると判断をいたしますので、これに賛成をいたすことにしたのであります。

第二の理由は、たばこ専売法の一部を改正する法律案の成立をはかることが、当面の問題解決のために役立つであらう、こう判断いたしましたからであります。

今回の修正案は新たにたばこ耕作審議会を十一名構成で出発し、これに耕作者の代表を参加させて重要な耕作問

題を議することになっておりますが、今年の収納格の問題はすでに結論を得たようであります。先ほど野澤議員が質疑を行いましたように、タバコ耕作面積に対する減反問題、あるいは災害補償に対する最近の政府の改正意旨などから考えますと、今回の法律案を一日も早く成立させて、当面の問題解決の一助たらしめることが必要である、こう考えます。

以上、簡単に賛成の理由を申し上げました。この法律案で、今日までタバコ耕作者の要望と、たばこ専売法における問題のすべてを解決したのではない、この点は誤解をしてはならないと思います。この法律案を出発点で、といましてさらに検討すべき問題が残っております。葉タバコ標本の設立、あるいは葉タバコ鑑定方式の問題、たばこ耕作組合に自主的な立場を与えて、この組合が一步進んで耕作者の立場を代表し、待遇改善のための役割を果たす。同時に耕作団体の運営の改善、あるいは進んで肥料問題等に、あげればなお検討すべき問題は残っておりますのであります。しかし、今回の法律案審議において、私も、これらの問題について十分ではありませんが、若干われわれの意のあるところを述べて参りました。専売公社当局並びに政府においても、私どもの意のあるところを十分承知をして、事前に積極的に改善すべきものは改善し、よりよい企業運営に当るように要望をいたしておきます。

以上をもつて賛成の討論といたします。(拍手)

○理事(木内四郎君) 他に御発言ありませんか。——他に御発言がなければ、

討論は終局したものと認めます。

○理事(木内四郎君) 速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○理事(木内四郎君) 速記をつけて。それでは採決をいたします。まず杉山委員から説明されました各派英同修正案、お手元配付いたしましたものにつきまして、採決をいたしたいと思ひます。修正の原案に賛成の方は御挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○理事(木内四郎君) 全会一致と認めます。よつて修正案は全会一致可決されました。

なお、修正部分を除いた政府提出原案について採決をいたしたいと思ひます。賛成の方は御挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○理事(木内四郎君) 全会一致でございます。よつて修正部分を除いた政府提出原案は可決されました。

よつて本案は修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續は委員長に御一任をお願いしたいと思います。

報告書に付する御署名をお願いします。

多数意見者署名

西川 甚五郎	小笠原 二三男
平林 剛	青木 一男
岡崎 眞一	左藤 義詮
木暮武太夫	塩見 俊二
廣瀬 久忠	山本 米治
栗山 良夫	小林 孝平
杉山 昌作	前田 久吉
野坂 参三	

○理事(木内四郎君) 次に、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案、

食糧管理特別会計における資金の設置及びこれに充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案を議題といたします。

○小林孝平君 本件につきましては、一昨日の委員会においていろいろ政府当局にお尋ねをいたしましたのですが、そのうち明確でない点がございましたので、本日あらためて留保された部分についてお尋ねをいたします。

最初に米価の問題でありますが、本年の予算米価は一万二百円となっておりますが、この算出の基礎の中に早期供出来、いわゆる早場米として考えられるもの、それに百七十六円を含ませるという政府の御説明であります。そこで、この百七十六円の早場米の金額は、政府の御答弁では、ただいまのところ、これは早場米として出すか、あるいは基本米価の中に入れて出すか、まだきまつておらないという御答弁であつたのですが、これはおかしいのであつて、昨年も実質的には百八十三円の早場米奨励金として出されたわけです。これは従来ずっと出されておるのでありますから、今年は当然、この計算上は百七十六円ですが、実際にはこれは百八十円になるか、百八十何円になるかわかりませんが、ともかく基本米価と別に早場米として、金額として出されるのが当然だと思ひますが、農林大臣の御所見を承りたい。

○国務大臣(石井光次郎君) 予算米価は今さら申し上げるまでもなく、まあ平均で出すわけですが、内容的な、今のお話の早場米の問題はこれは出すのか出さんのかという御質問でございますが、これはそのときの情勢をいろいろに研究してきめる問題であり

まするが、これは出すということだけは申し上げられると思うのであります。その金額等につきましては、まだ先にきめる問題でございますが、その方針だけははっきり申し上げておきます。

○小林孝平君　出すというのは、早場米として出すという意味でありますのか、そういうふうに受け取れましたけれども、少し不明確でありますから……。

○國務大臣(石井光次郎君)　早場米として出すということでございます。

○小林孝平君　早場米として出される際には、当然、少くとも今の予算米価一万二百円が、これが適正であるかどうかというのは今後の検討にまたなければなりません。ところが、まあこれより下ることはないわけです。そこで、早場米として出されるのは、この予算米価の一万二百円の算出の基礎になつてゐる百七十六円以上出されるといふのが、これは当然だろうと思うのですが、念のためにお尋ねいたします。

○國務大臣(石井光次郎君)　それは、金額も米価決定のときにあわせてきめるのでございまして、今はつきりとしたことは申しかねます。

○小林孝平君　それでは米価が、大体予算米価の一万二百円というのは、これは昨年の一萬三千二百二十円に較べれば安いので、これが不当であることはまあ明らかであります。いろいろ検討しても、これより減るというのはおかしいと思うのです。もうともかく基本米価が一萬二百円であれば、早場米として出すのは百七十六円以上であるというふうには御答弁にならないと、こ

これは今の予算案全部の審議にも関係すると思うのです。従ってそういうふうにお尋ねを、お気持はそういうふうな御答弁であつたらうと思ひますけれども、間違ひがあると思ひから念のためお尋ねいたします。

○国務大臣(石井光次郎君) 私は下げるとも上げるとも申さなかつたのでございまして、これはそういう時期に参りまして早場米の奨励金を出す、その金額はその際にきめるといふことを申し上げたのでございまして、御了承願ひたいと思ひます。

○小林孝平君 ただいまの御答弁の出すといふことを明確に御答弁になつたことは満足なのでありますが、その後の御答弁はやや不明確でございまして、石井さんは臨時農林大臣でいらつしやるから、あまり明確に御答弁になつてと赤城農林大臣の顔をつぶすことにもなるかと、御遠慮なさつたのだらうと思つて、この点は私が先ほど申し上げましたように大体理解してよろしいものと考へておきます。

それからもう一つは、昨年の米価は一万三千二百二十円なんです。今年の予算米価は一万二百円なんです。百二十円近く下つておる。これは大体どう考へてもおかしいのであつて、このおかしき最大の理由は予約申込金の百円は出さないことになつておるわけなんです。昨年も当初はこの予約申込金はもう出さない、こういうことでありまして、この百円を出されることになつたのです。従つて今年も当然この百円は出されるものと思ひますが、これも念のためお尋ねいたします。

○国務大臣(石井光次郎君) 申込加算の問題でございまして、これはもういろいろこういう制度をとりまして、もう四年目にもなりまして、大体もうこういう奨励の方法をとらないでもいいのではないかと、農林省として考へておる点でございまして、しかしなお、米価決定の際にその取扱ひは最終的にきめたいと思つておられます。

が、お話のように昨年は予算の際にはつけなくて、決定米価の際につけたと思ひます。これもそのときの情勢によりまして今年の作柄、その他を見ていろいろなことを考へてきめなければならぬと思つておられますので、必ずしもこれを決定的に絶対のためにだといふようなことは考へておりません。まずやめたいといふ心持ちの方向を持つておられます。実際の決定は米価決定の際にやりたい、こういうふうな考へておられます。

○小林孝平君 今もお話がございまして、いろいろの条件を考へて、とおつしやりましたけれども、昨年百円を復活いたしました最大の理由は、当初これは三年目であるから必要はない、こういうお話でありましたけれども、三年目であつてもこの予約米価渡し制度というものを採用する以上は、当然申込金というものを申すのが建前である、これなくしては予約申込金渡し制度といふものの実体がなくなつて、こういう意見が国会並びに米価審議会において行われて、政府はこれに従つてこの意見を尊重されて百円をつけられた。従つて今石井さんのおつしやるような諸般の情勢を考へて、こういうことは諸般の情勢といふのは国会並びに米価審議会における意見

見を尊重されたのでありますから、今年もすでに何びとも、農林当局はどういうふうか知りませんが、関係者はこの申込金がつくべきものであると考へておられるのでありますから、当然これも石井さんとしては、そのとき多分出すであらうといふ御答弁があるだらうと思ひますが、いかがでございませうか。

○国務大臣(石井光次郎君) ただいま申し上げましたように、筋としてはもうだんだんやめていいのではないかと考へておられることは依然としてそうでありまして、昨年もそう思つておりました。が、お話のようにやはりつけたらといふことになつたわけではございませう。今年も私も農林省としては今のところにおいてはその必要はもうない。さらにもう一年、昨年は三年目であるから、今年も四年目でもうその必要はないように思ふのだといふ考へを持つておられますが、これは社会のいろいろな変化、時の経過に従つていろいろな情勢が起つて参りますので、米価審議の際にまたいろいろ、ただいまの小林さんの御意見のようなことも出るであらうし、承つて、そのときの情勢によつて、これはきめることにいたしたいと思ひます。

○小林孝平君 非常に明快な御答弁でわかりました。それからもう一つお尋ねしたいのは、今度新たに設定される調整資金百五十億円というものが設定されて、これで食糧特別会計の赤字の処理をやる。こういうふうになつておるのであります。三十二年の食糧特別会計の欠損は九十六億円なんです。そこで百五十億円から九十六億円を引くと、

五十四億円しか残つておらない。ところが三十三年度の赤字の見込みはたゞいまのところ四十三億円、この見積られておられますけれども、この赤字がこの申込金あるいはその他のいろいろのことを考へれば今後増大するといふことは明らかである。従つてこの百五十億円ではすでに三十三年度だけでももう足りない、こういうことになるのであります。そうすれば百五十億円の資金を設定した意味がなくなる。もしこれが意味があると大蔵省が言われることなら、それは大蔵省は百五十億円のこの設定をやつてその食糧特別会計の赤字は全部、これで全部ではないけれども、できるだけこれでやつてくれと、一般会計からの負担、繰り入れはもうごめん、こういう考へ方を大蔵省が考へておるのでなければ、この百五十億円では十分である。こういう十分の資金の設定をすることにすれば、われわれは承服できないわけなんです。

そこでただいま大蔵大臣がおられるので、農林大臣にお尋ねいたします。この百五十億円についてお考へになるのかどうか。もしこの百五十億円でもう明らかなにかたがたできないといふことになつたら、どういふふうにするのか。食糧特別会計の建前からいへば、赤字の補てんはすみやかにしなければならぬわけなんです。そこでそういう見地からすれば、そういう赤字が今後出る見込みが出たならば補正予算を組んでその赤字の資金の増額をされるのかどうか。補正予算を組まれるかどうかという点について農林大臣の御見解をお尋ねいたします。

○国務大臣(石井光次郎君) お話のよう、百五十億円が今回食糧の特別会計の資金として繰り入れられることは御承知の通りでございまして、その中からお話のように三十三年度の見込損失九十六億を引くと三十三年度に繰り込めるものが五十四億円、そして三十三年度の予算としての見込損失が四十三億、この四十三億は今後増すんじゃないかといふお話であります。私どもがこの四十三億ときめた算数の基礎は、石一万二百万、それから集荷量が二千九百万石といふ前提のこれは計算でありますから、今お話のようにこの価格等が上の方に変動していくような場合には、損失の額が増加するであらうといふことも想像されるのであります。が、これは損の方ばかり見ればそうでありまして、一方輸入食糧の方から利益が増加するといふようなものも考へられると思ふのであります。しかし損が起つたにしろ、五十何億は損が起つたにしろ、五十何億で足りない場合には、補正を組むかといふようなお話、これはこの損失を補うために調整資金を増額する場合もありまして、あるいは決算を待つて一般会計から繰り入れるという方法もあり得ると思ふのであります。補正にいたしますか、三十三年度の補正にいたしますか、あるいは三十四年度の一般会計で予算の処置をやつていくかといふようなもの等もこれはまだ決定はいたしてありません。その状態が起つた場合にはどちらかのそういうような方法を講じて必ず埋めていくようなことを必ずやらなければならぬ、こういうふうに考へております。

○小林孝平君 ともかく食糧特別会計に赤字が出たらこの赤字をすみやかに

的確に埋めることは必要なんです。ところが今のようなこの百五十億の資金を設定することによって、大体この資金の範囲内で特別会計をまかなえと、こういうことになりかねない。現に大蔵省はこれは赤字填補のものでない、これは運転資金である、調整資金である、こういうような説明をされておると、ところからみても、そういう赤字をすみやかに的確に埋めることができないで、逆に非常に食費特別会計が窮屈になってくる、こういうことになると思うのです。この点は大蔵大臣に所見をお尋ねしなければならぬのでありますが、農林大臣はこの点をどういふふうにお考えになりますか。

○國務大臣(石井光次郎君) 百五十億の繰り入れが運転資金であつて見込み損失額を補つてゐる目的でない、目的はその通りこれが主眼でありますけれども、起りました損失をこれで補うということになるわけでございまして、それがそれだからといって運転資金であり、それをどんどん損失補填ばかりに減らしては行けない。またそれを損失の方が多くなつた場合にはその範囲内でまかなへというふうなことで、米価の實際の決定の面にも支障がないかという意味のお尋ねだと思つたのでありますが、私も米価の決定に慎重な態度をとり、そして最後の決定いたしましたので、それから出て参ります食費會計の赤字というものは、さつき申しました方法で必ず補わなければならぬものであります。ただ幾らでも補えるのだから、食糧の問題だからだけ損失を出してもいいんだということは、これはもうないのであります、こういうものがある

なしにかかわらず、われわれ慎重にやらなければならぬことは当然のことでございます。それからその結果起つたものについては必ずそういう方法を講じて参りたいと思つております。

○小林孝平君 最後にもう一つ、この機会に石井さんにお尋ねしたいのは、農産物価格安定の対策についてであります。最近の値段が非常に下落しております。また酪農は非常に困難になつてきておる。そこで農林省ではこの酪農については酪農価格安定の対策をお立てになつて近く法案も出されるように聞いているのですが、この世界的の農産物の生産過剰の状態から考えまして、また国内のいろいろの農民の窮乏から考えまして、相当積極的な農産物の価格対策というものが必要ではないかと思つております。最近政府は最低賃金法案を国会に提案し、あるいは非常に十分ではありませんけれども、いろいろの問題もありませんけれども、社会保障の増額を企図されている。こういうような情勢から考えまして、これらの問題は主として労働者に対する対策であります。そこでこれらと並行して農民に対して、農産物に対して、所得保障を加味した価格政策というものを農林省としては積極的に立てる必要があるのではないか、こういうふうにお尋ねの意を持っておりますか、お尋ねをいたします。

○國務大臣(石井光次郎君) ただいまの生産者の米価は、直接社会保障を目的としていないことも当然でございますけれども、その再生産の確保を非常に主眼としたしましてこの米価をきめるのでございます。これは自然農家の所得は保障されている、それが思うように十分ではないということは言われるかも知れませんが、その心持でやつてゐるのだと私も信じて、その心持でやつていくべきものだと思つております。

○小林孝平君 この問題については非常に重要な問題であつて、ただいまの御答弁では非常に不満足でありますけれども、やむを得ない点があると思つたので、石井さんに対しての質問はこれで私は終ります。

私はこの法案は実に重要な法案だと思つてゐます。従つて農林大臣臨時代理である石井さんは当委員会に出席をされたわけでありまして、所管大臣である大蔵大臣はどうなんですか。

○理事(木内四郎君) 大蔵大臣はただいま衆議院の方の委員会がありまして、そちらの方に行つておられますので来られるわけにいかないのです。ちょっと速記をやめて。

〔速記中止〕

○理事(木内四郎君) それじゃ速記をつけて。両案に対する質疑は後日に譲ります。

○理事(木内四郎君) 厚生保険特別會計法の一部を改正する法律案、及び補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案を議題として質疑を行います。

午後二時二十七分休憩

午後三時二十一分休憩

午後二時二十七分開会

○委員長(河野謙三君) 休憩前に引き続きこれより委員会を開きます。

地方行政委員会において審議中の公

営企業金融公庫法の一部を改正する法律案は、当委員会と密接な関係がありますので、昨日、連合審査を開きました。ただいま各派協議の結果、当委員会としては、地方行政委員会に対し、次のように申し入れを行いたいと思つております。

申入

公営企業金融公庫法を改正して、短期資金の貸付ができるようにすることは、本公庫法設立の趣旨に反するおそれがあるから、右お含みおきの上、慎重なる検討をお願いいたします。

以上でございますが、右申し入れにつきまして御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。よつてさう決しました。なお、申し入れの手続等は委員長に御一任願ひます。

○委員長(河野謙三君) 次に、厚生保険特別會計法等の一部を改正する法律案を議題として質疑を行います。御質疑のある方は、順次、御発言を願ひます。

別に御質疑はございませんか。――別に御質疑もないようでありますから、質疑は終局したものと認めて、これより採決に入ります。

厚生保険特別會計法等の一部を改正する法律案を議題に供します。本案に賛成の方は御挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(河野謙三君) 全会一致であります。よつて本案は可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手続等は先例により委員長に御一任願ひたと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。よつてさう決しました。それから委員会の報告書には、多数意見者の署名を付することになつておりますので、本案を可とせられた方は順次御署名を願ひます。

多数意見者署名

西川甚五郎 小笠原三男
平林 剛 天坊 裕彦
青木 一男 岡崎 眞一
左藤 義詮 木暮武太夫
廣瀬 久忠 山本 米治
大矢 正 杉山 昌作

○委員長(河野謙三君) 次に補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案を議題として質疑を行います。御質疑のある方は順次御発言願ひます。

○平林剛君 政務次官にお尋ねをしますが、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案、私何回も、こういう同じ名前の法律案にぶつかったのではありませんか、こういう同じ名前、内容も同じ法律案を何回お出しになりましたか。

○政府委員(白井勇君) 二十九年に特別委員会にかけまして、いろいろこの点につきまして御審議を願ひまして、現在の法案が出たわけでありまして、その後、情勢の推移に應じてまして

順次改正も加えまして、四回ばかりの御審議を願ったと思いますが、その間におきまして、できるだけ、手を加え得るものは手を加えまして、当初は二十五ぐらい該当するものがあつたと思ひますけれども、今は十五ぐらいに減少いたしておる状態でありました。

○平林剛君 四回同じ内容の法律案を提出したということがわかりますけれども、今のお話では、内容について漸次変つたという言いわけがついていましたけれども、どんなふうに変つてきましたか。私の見たところでは、大休同じように思ふのでありますけれども、順次、一回、二回、三回、四回と變つてきた内容について、一つ御説明願ひと思ひます。

○政府委員(白井勇君) 今申しました通りに、当初、該事項が、この法律の適用を受けたものが、二十五ぐらいの事項があつたわけで、その後、いろいろ情勢の推移に応じて、適正に、減らすものは減らしというふうな処理をいたして参つております。その間の事情、具体的なことは、政府委員の方から説明させたいと思ひます。

○政府委員(小幡孝次君) 補助金等の臨時特例等に関する法律につきまして、当初から現在に至るまでの変遷につぎまして御説明いたします。

昭和二十九年に制定されました、三十年におきまして国立公園法が追加になつております。そして、この国立公園法は、従来は補助とそれから直轄の分がございましたが、地方財政の状況に際しまして、地方財政の財政圧迫を避ける意味におきまして直轄に振りかえたわけがございますが、その後、昨年度におきまして地方財政もや

好転をしておるといふような関係が、これを、一応追加したものを、またさらに削減いたしております。それから自動車競技法あるいは小型自動車競走法、モーターボート競走法というようなものが当初の原案にございまして、三十年の七月の法律におきましてこれを削除いたしております。それから、新たに入学する児童に対する教科用図書の手配に關する法律がございまして、これは、貧富の差を問はずに、教科書を入学祝ひとして給与するという法律でございまして、当初停止しておりましたが、これを三十一年の三月にこの法律から削除いたしました。また、実地法を廃止いたしました。そのかわりに、教科書と学童給食の確保保護児童に對しますところの給与、こういう法律に改めました。それから性病予防法であります。それから、急性病におきまして二分の一の補助でございまして、この特例法によつて四分の一の補助にいたしましたわけでございますが、これを、その後の状況にかんがみまして、急性病の方を改正いたしました。併設の性病診療所、これは保健所と併設になっておりますが、これは保健所の補助率と合せまして三分の一に改正いたしました。その他の病院、大きな病院でございまして、これにつきましては、従来通り二分の一の補助にいたしまして、こちらからはずいぶん、こういうような経緯になつております。大要、以上のようなあらましでございます。

○平林剛君 補助金制度の合理化に対する措置については、政府でも重要な問題であるだけでなく、複雑でもありまするけれども、われわれが絶えず要求してきたことは、一日も早く補助金全般について合理化するために政府の積極的な施策をとるべきだと主張してきたのでありますけれども、今回提案されてゐるものについては、別に触れまされけれども、全般的な補助金合理化については、一体どの程度、政府は積極的努力をなさつたか、白井政務次官、去年の予算編成の際には、政府は約四十一億円の補助金の合理化をはかつておるわけですね、昭和三十三年の予算編成に際しては、われわれの要望に對して一体どの程度の額を整理なさいましたか。

○政府委員(白井勇君) 現在御審議願つておられますこの特例法によりまして、約十七億九千九百万円のものになつております。それから今お尋ねの昭和三十三年の予算編成に當りましては、閣議決定の予算編成方針にもあります通りに、できるだけ既定経費の中からも節約できるものは節約をするというふうな考え方から、補助金もある程度節約をいたしましたわけでありまして、約六十億九千九百万円になると思つております。

○平林剛君 数字のことをちよつとお尋ねいたしますけれども、この法律案が成立をいたしましたという、予算の節約額が約十七億三千二百万円になるというお話でありますけれども、具体的に、内容はどのようなことで、そういう計算が出てきておるのですか。それから昨年同じ法律案を提案する際、説明をしたのを調べてみますと、この措置を一九九九年延長することによつて、予算の節約額が十九億九千九百万円になる。これは十七億九千九百万円になると、差し引き二億九千九百万円、かなりの整理をしたことになるわけですが、具体的ないうと、どうしてそういう差が現れてきたか、この二つを一つお聞きいたします。

○政府委員(小幡孝次君) お答えいたします。十七億三千二百万円の具体的な内容でございまして、これは文部省関係でございまして、これは五本ございまして、対象となる補助金が五本ございまして、そして、その実地法をそのまゝ施行いたしますと、四千二百万円というところに所要額がなるわけでありまして、三十三年の予算額におきましては、それを二千八百万円に見ております。従いまして、千四百二十二万円ばかりの節約になるわけでございます。それから厚生省関係で申しますと、これは三本ございまして、それで実地法をそのまゝにしておきますと、六千四百万円ばかりの所要見込みになるわけでございますが、これをこの法律が施行延長されますと六百三十六万円ばかりになります。節約といつたしましては約五千七百九十万円、こういうことになりまして、それから農林省関係でございまして、これは対象となるものは四本ございまして、これを実地法がそのまゝ施行されるといふことになりまして、約五億一千九百万円ということになります。この法律が施行延長されることによりまして約四億三千八百九十万円にとどまると、こういうことになりまして、差額が約七千九百万円、こういうことになりまして、それから運輸省関係でございまして、これは実地法による所要見込み額は約十五億七千三百九十万円でございますが、この法律を延長することによりまして千六百九十万円になりまして、節約額が約十五億五千七百九十万円、こういうことになりまして、この主

体は御承知のように、外航船舶建造融資利子補給の中の開分でございますが、それから建設省でございまして、これは対象が一件でございまして、実地法によりまして約九千九百万円、この法律を延長することによりまして約六千九百万円が節約される、こういうことになりまして、

なお、三十二年のたゞいまこれに對應いたしますところの数字でございますが、これはちよつと手元にございませんで、後刻調査いたしまして御報告いたしたいと思ひます。

○平林剛君 その点は承知しました。私どもの主張しておりますのは、ただ予算の節約が多いからといってそれによつて補助金を減らして、それに援助を加えるべきものは加える、加えななくてもいいやつまで現在の補助金の中にあるということが問題なんです。で、今お話のように、十七億九千九百万円が成立することによつて節約になるといひましても、その中には当然いろいろ検討してみれば補助金を加えるべき性質のものも、政府の審査が足りないために犠牲を受けておる。一昨年度まであった学校の児童に対する教科書の問題のごときもので、だから十七億九千九百万円節約になるからといってそれでいいというわけにはいかぬ性質のものもある。特に今御説明になりました中で、厚生省関係の児童福祉法に基く負担の特例や、精神衛生法に基く補助の特例、母子福祉資金の貸付等に関する法律に基く負担の特例等について、私もこまかく研究してありませうけれど

円、こういうことになりまして、この主

すことを、繰り返して申し上げておきます。

○小笠原二三男君 これは二十九年に参議院でもわざわざ特別委員会を作つて、われわれ出てやったのですが、その当番一番内容的に問題が大きかったのは、農業改良普及員に対する給与の国庫補助、これを打ち切るといふこと、これが非常に問題になって、当初から削除になった、そういう必要がないという大蔵省側の意見、ところがその後、現に農業改良普及員制度のために、食糧増産なり農家経営の向上なりということが著しいものがあるといふことで、国も地方もこれをもう認めてゐる。その後もうもぎやあもその問題についても触れない、触れないどころか、その効果を認めた、そういうことさえも実はあつたのです。ですから、単にあの当時、今でもそうでしょうが、各省のそれはなかり意識から、大蔵省との対立といふ点もあつて、これだけしか各省から供出願えない、人身御供みたいなしほり出してきて、そして大蔵省様の御満足を得た、あとはかんべんしてもらいたいといふことで、こういう状態になつてゐる実態もあらうかと思ふ。けれども、内容としては、金額が少いものであつても、やはり補助行政といふものがあるならば、国自身としてはどうしてもやつてやらなくちゃいかねといふものも、いまだ私は逆に臨時特例の中にもあると思ひます。しかし、個々にわたつて議論する段になれば、他にもいろいろ大きなものがあるのですから、これは単に大蔵主計当局が財源上のことを考へて、行政内容、行政実態には目をおおつて、この特例的なもの

で補助行政を押えていこう、こういう考え方も私はいけないと思ひます。とともに、また、各省が何でも補助行政で地方の公共団体であれ、あるいは一般団体であれ、これにひもをつける、議員は議員でまた選挙のこれを一つの道具に使う、こういうあり方であつても私はいけないと思ひます。そういう点からいへば、白井政務次官がお話のように、各省事務当局にまかしてこの問題が処理されることではなくて、全体として、私は補助行政のあり方といふものは政治家の責任で基本原則を立て、そして各会派の協力も仰いで問題を処理していく必要があると思ひます。そうでない限りは、もうこういうものは何年たつたつて始末できないと思ふ。私はそういう意見を持つてゐる。あなただつて、政務次官でおられるから、大いに大蔵省の立場で補助金をぶつた切の方に向つてやるような金を持ちてありましようけれども、ところが、議員の立場に立つといふと、この補助金の出るものがあり、地方から陳情を受けるという段になると、あなた自身が、あるいは前大蔵政務次官という肩書きをもつて、先頭に立つて運動して補助金を取ろうとしな

お考えのようなことをおやりになるとするならば、もうその内閣の基本政策として、綱領としてこういう問題を考へなければ、ほんとうに問題の処理はできないであらうと私は思ふ。どうですか。

○政府委員(白井男君) 大府政府で考へておられますようなお考えだと私も思ひます。今大蔵省としましてやつておられますのは、御心配のように、ただ大蔵省の事務当局が今お話しのような感覚によつてものを見ていかぬわけでありまして、どこまでも主務省と共同の上に、まず実態の把握をやつておる。こういうことでありまして、御趣旨の点はよく了承いたしまして、今後ともわれわれとしましては努力していききたいと思ひます。

○小笠原二三男君 それで私参考のために資料をお願いしたいのですが、二十九年の当初の委員会においても資料を出したのですが、各省にまたがる一切の補助金を出しておるものを、対象件名別に、目的別に全部出してもらいたい。補助金額も全部出してもらいたい。それから二十九年以降において新たにできた法律において補助金等を出すようになったものについては特にしるしをつけて出していただきたい。これは大蔵省の方は喜んで出してわれわれの協力を願うということになると思ひます。仕事は繁雑でも出してもらいたい。

○政府委員(小笠原次君) 二十九年以降の各省別、補助対象別、それから補助金額別の補助金の表、それから特にそのうちで二十九年以降において法律によつて補助をすることになったもの、こういう表でございしますが、これは相当複雑な作業になるかと思ひますので、若干時間をかしていただければ、喜んで作成して提出したいと思ひます。

○小笠原二三男君 そのうち地方の公共団体あるいは類似の団体、農協とか何とか、そういうもの以外に一般の民間の団体ですね。学術団体のみならず、さまざまな団体があります。それに對して各省で出しておる金も相当額ある。これもどうぞ出してもらいた

い。そういうのと、こういうあなたの合理的な説明による母子関係の補助を打ち切つたのと、いろいろ妥協性いかんといふことを比べてみれば、私たちはもつと問題はよそにあるといふことを考へる材料にもなると思ひます。それから、ぜひ一つそういうものを出していただきたい。それが出てきたらまた詳しく法律については審議をしたいと思ひます。

○山本米治君 この法律はもう二、三年過去やつてきたことをもう一年続けようといふことだけですから、これ自体にはあまり問題ないのです。私はこの際参考までに、この問題の背後にある根本問題について伺つておきたいのですが、ただいまも質問等がありまして、たゞに、補助金といふものは陳情政治といわれるものともなるもの、私はあまり好ましいものじゃないと思ひます。補助金はできれば打ち切る方向にもつていくべきであるのですが、なかなかそれができなくて、今こういう中途半端なことをやつておるのです。これをさらに根本的には、原則的には補助金といふものは一切なくしてしまふ。こういう方向にもつていけな

いものかどうか。補助金政策のために地方においては非常に依頼心がある。中央に陳情して補助をもらつて仕事をしよう。もう各理事者その他が補助をもらふことが腕前の見せどころといふことになりまして、非常に地方の依頼心をこれは助成するもんだと思ひます。そういうように根本的に、今まで歴史がありましてから一筆にすぐそこまでつていくといふことはできません。ま

が、原則的に補助金をなくするといふ政策ができるものかどうか。そうすると、これは財源の問題になるだらうと思ひます。その場合に、地方自治との間の根本的に財源の配分問題等からみ合ふことは当然なんです。そういうことができるものか、そういう根本的な方向で大蔵省は考へておられるかどうか、あるいはこういう中央地方の補助金政策等に関連する財源配分等についての外国の事例はどうなつておるかといふようなことをちょっと伺ひたいのです。

○政府委員(小笠原次君) 補助金の問題でございしますが、ただいま先生がおつしやいましたように、補助金を絶對なくすることができるといふかといふ問題でございします。この点につきましては確かな記憶はございせんが、一時イギリスなどで補助金を全部打ち切つたことがあつたと記憶しておりますが、それは補助金を全く打ち切る前は、補助金といふものの非常な弊害が叫ばれてまして、それが非常に増殖した。そういうような結果によつて補助金を全部打ち切るといふようなことがあつたように記憶しておりますが、その後やはりまた補助金といふものがどんとふえていつて、相當の補助金の

数になつておるといふようなことも聞いております。われわれといたしましては、これは非常に大きな問題でございまして、中央地方の財政調整の問題だけでなしに、中央地方の行政全般の問題だろふと思つてあります。従いましてその点につきましてわれわれとして直ちにどうこうするといふ判断はまだつきかねるのでございますが、先ほど来御議論のありましたように、補助金というものは必ずしもこれは整理一方でもいけない。やはりいい補助金と悪い補助金、それからいい補助金であつても、そういうものがときを経過したときにおきましてどういふふうなことになるか。それがだんだん必要性がなくなつておらんかというやうな点を常時検討いたしまして、そして常に生き生きした補助金であり、また生き生きした行政が行われる。こういう姿にもつていくべきではないか。ただそこには陳情とかいろいろ問題がございまして、非常にむずかしい点があるわけでございますが、この点につきましては三十年度に補助金執行の適正化に関する法律というふうなものも制定いたしまして、そういう不正の行われないやうな対策も一応講じておりますので、これによりまして地方におけるところの補助金行政もだいぶよくなつて参りました。検査院なんかのお話によりましてだいたい締つてきておるといふお話を伺つております。これからやはり漸次よくなつていくのじゃないか。大蔵省といたしましても、何も補助金を切るというやうな態度でなしに、必ずしも従来さうでなかつたという点があるかとも思つてございしますが、いずれしても、切ると

いうことだけではないのでありまして、やはり合理化という線です。補助金行政の円滑化を期していきたい、私個人としてはそのように考へておる次第でございます。

○山本米治君 補助金を一切廃止するといふことは、これはなかなかさう簡単じゃないと思つた、それが必ずしもいいともいえない——私もやはりある種の事柄については補助金が必要かと思つておりますが、現在ではもうすでにかなり多過ぎる。複雑過ぎると思つてます。ですからもつとずっと大幅に整理する必要がある。原則的には補助金をやめるといふ方向にもつていく。そうするとどうしても財源の問題で、中央地方の再配分、そういう大きな問題まで関連してくると思つておりますが、私は今の陳情政治の弊害は、実にこれは政治の弊害の中心の一つだと思つた。それから補助金といへば、先ほども一言いたしましたが、非常に依頼心を起す。地方自治独立という建前から、もつと独自で、自分の力で仕事をしていくという方向にもつていかなければいかんと思つた。そういう意味で、補助金というものは一度できるとこれは既成事実になつてなかなか取り去ることは困難ですけれども、一つ相当大きな立場で大幅整理、原則的には廃止というくらいな考へでやつていく必要があるのじゃないかと思つてます。これはもちろんそんな二、三年でできることじゃないのですが、私はむしろこれはさういふ大きな構想でもつていかれることを希望します。これは希望ですから、御返事がなくてよろしいのですが、私はさういふふうに考へております。

○委員長(河野謙三君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(河野謙三君) 速記をつけ

本案に対する残余の質疑は後日に譲り、本日はこれにて散会いたします。
午後三時十八分散会